

国土建第106号
平成28年5月17日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成28年2月1日付け国土交通省告示第271号）が制定されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに係る改正を踏まえ、解体工事業に係る経営事項審査制度を整備するとともに、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの経過措置に係る事務取扱いについて定めたものである。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の許可を有する業者が行った解体工事の完成工事高については、解体工事業の許可を受けていない場合でもその内容に応じて一式工事業又は一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。また、技術職員数の申請において、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は、とび・土工工事業、解体工事業及びその他の一業種をあわせた三までとする。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、平成28年6月1日から適用する。